

今月の回覧

(2026年9月)

今月の回覧は以下の通りです。

今月も電子回覧を併用しています。

右側のQRコードから紙ベースと同じ内容の資料がHPで閲覧できますので、ご活用ください。

<https://utsukushigakuen.cocona.jp/kairan/>



<一般回覧>

1. 第6回運営委員会議事録
2. 敬老イベントのお礼
3. こわがま9月号
4. 県警だより9月・11月・12月号
5. 自連協だより

<特別回覧>

1. 臨時総会議案添付資料
2. 12月からの回覧方法変更についてのお知らせ

<戸別配布>

臨時総会開催のお知らせ

以上

美し学園自治会 臨時総会

日時:2026 年 11 月 1 日(日)

- 1 第 1 号議案「2027 年度 会費」について(P1～2)
- 2 第 2 号議案「自治会役員報酬制度の導入」について(P3～

資料 1 補足資料

第 1 号議案 「2027 年度 自治会費」について

美し学園自治会規約に定められている「自治会費」は、年 6,000 円であるが、2027 年度のみ半額の年 3,000 円とする。

詳細内容は以下及び補足資料を参照

1. 内容

自治会 20 周年記念事業として 3,000,000 円が予算計上されている。

この費用を充て、2027 年度の自治会費を半額の年 3,000 円とする。

2. 実施理由

10 周年事業時（2015 年度）には、防災食の配送を実施した。

前回想定 of 20 周年事業費が 2026 年度予算として計上され、役員にて実施内容のヒアリングを任意で実施した（補足資料参照）。

結果、もっともニーズの高かった自治会費の減額を 20 周年記念として実施とする。

3. 実施内容

（実施費用）

1,092 世帯（2026 年 7 月末時点）×3,000 円 総額 3,276,000 円

2027 年度の収支計画にて計上とする（会費収入の減額）。

（実施対象）

2027 年度 4 月時点会員（新規入会、復会を含む）

※2027 年度中に退会・休会の場合、年会費 3,000 円の月数に応じた返金を行わない。

※2027 年度 5 月以降 9 月迄の入会・復会の場合は一律年会費 3,000 円とする。

※2027 年度 10 月以降の入会・復会の場合は月数×500 円とする。

第 1 号議案 補足資料

経緯

2015 年度に 10 周年記念事業として防災食の配布が実施された。

2025 年度に 20 周年記念事業費として、10 周年記念事業時相当の予算 3,000,000 円を 2026 年度の支出案として計上。

これを受け 2026 年度運営委員会にて、実際の事業内容の検討を行った。

検討内容

運営委員にて任意のヒアリング活動を実施した結果、以下内容であった。

※主な意見を記載

<案 1> 自治会費の減額

最多の要望結果。

脱会防止や負担軽減にもなる。

記念事業としてのイベント感はない。

<案 2> 金券類の配布

案 1 に次いでニーズが高かった。

何のための記念事業か、という目的論が残る。

購入、管理、配布時の紛失リスクがある。

<案 3> 記念品、防災グッズ、食品などの配布

会員により不要になる場合がある。

配送料などで 1/3 ほど費用がかかり、実質商品金額が低くなる。

<案 4> 防災品の一括購入・倉庫保管

会員への配布ではないが、地域の安全に繋がるため拒否感は低い。

300 万円分本当に必要な物があるのか。

※イベントの実施はニーズがほぼなかったため、対象外とした。運営委員会で上記内容を討議の結果、最もニーズが高かった<案 1>実施にて 20 周年記念事業費を充てる事とした。

第 2 号議案 「自治会役員への報酬制と留任制の導入」について

1. 背景

- ・多くの自治会で役員の担い手がおらず運営が難航している
- ・当番制や輪番制度での運営は限界に近い(辞退や拒否ができず半強制への疑問)
- ・役員の仕事やプライベートを圧迫する業務量
- ・役職によっては経費等の金銭立替へも対応
- ・役員になることへの敬遠から自治会を退会する方が増加
- ・海外のボランティアは「活動」「経費」「時間」に対する対価は支払われる
- ・国内においても自治会役員の報酬制を導入する自治会が増加

等々の理由により自治会運営の継続性を目的とし、役員の負担に対して少額であっても報酬を支払われることが公平かつ必要であると判断

※各内容についての詳細は掲載資料「自治会役員への報酬制と留任制の導入について」をご参照下さい。

2. 内容

2026 年度自治会役員より報酬制度と留任制度を導入する

3. 報酬額及び規定

役職	年額	人数	計
会長	80,000円	1	80,000円
副会長・館長	60,000円	5	300,000円
会計	50,000円	2	100,000円
その他地区担当以外	40,000円	6	240,000円
地区担当	30,000円	9	270,000円
合計		23	990,000円

- ・ 2026 年度の役員より適用
- ・ 運営委員会への出席率 75%以上が必要
- ・ 役員報酬の受取辞退は可能(希望により辞退者は掲載)
- ・ 自治会の収入や繰越金等の状況により都度見直しを実施
- ・ 報酬の支払いは、任期満了の 3 月末日に支払う
- ・ 何らかの事情により任期途中で役員が変更になった場合は、在任期間の月割り額を双方に支払う

4. 報酬額の算定理由と予算

船橋市は自治会の活動等についての調査を実施しておらず、近隣自治体で調査等を実施し、その結果を公開している「千葉県八千代市」と「茨城県龍ヶ崎市」のデータ等を参考にし、且つ実際の役員業務内容を精査した上で報酬額を算出。

参考)

- ・ 千葉県八千代市の自治会における役員報酬制度の採用は全体の 40%
 ※500 世帯以上加入の自治会では役員報酬制度を 63%が採用し、会長の平均報酬額は 84,900 円/ 年
 美し学園自治会世帯数 1092 世帯(2026 年 7 月時点)
- ・ 茨城県龍ヶ崎市の自治会における役員報酬制度の採用は全体の 77.2%
 ※会長の報酬年額は 5 万円～10 万円が 29.1%。10 万円以上が 23.1%

その他役職の参考情報については掲載資料をご参照下さい。

予算

役員報酬の予算については、毎年度の繰越金に上積みされる約 2,000,000 円を原資とし、その 50%以下(約 1,000,000 円)を予算して確保。残 50%については自治会活性化に向けた有効利用を策定する。

5. 留任制度について

留任制度の必要性

- 毎年全役員が退任となるため、新しい役員のみで手探り状態での運営開始
- 運営知識を有する者が留任することで、運営の効率化を図る
- 役員活動に前向きな方の留任による自治会運営活性化に期待
- 留任により、留任役員所属地区の会員への役員業務等の負担軽減につながる

留任制度規定

- 役員本人の希望がある場合は留任申請を行う
- 申請に基づき、現役員の過半数以上の賛同があった場合は、現職務を含む運営委員としての留任を認める
- 留任は最長 3 期までとする(異なる役職での留任も含む)
- 会計担当は留任できない
- 留任が認められた役員が所属する地区については、役員の選出を免除する
- 留任の場合も役員報酬の対象とする

※留任とは継続して運営委員の役職に留まることを言う

※継続せず、過去に運営委員であった方は留任でなく再任となり特にルールは定めない

※各内容についての詳細は掲載資料「自治会役員への報酬制と留任制の導入について」
をご参照下さい。

自治会役員への報酬制と留任制の導入について

美し学園自治会
運営委員会

1,導入の背景

- ▶ 多くの自治会で役員の担い手がおらず運営が難航している
- ▶ 当番制や輪番制度での運営は限界に近い(辞退や拒否ができず半強制への疑問)
- ▶ 役員の仕事やプライベートを圧迫する業務量
- ▶ 役員は、経費等の金銭立替へも対応
- ▶ 役員になることへの敬遠から自治会を退会する方が増加
- ▶ 海外のボランティアは「活動」「経費」「時間」に対する対価は支払われる
- ▶ 国内においても役員の報酬制を導入する自治会が増加
- ▶ 近隣自治会においても報酬制が導入されている

自治会運営の継続性を目的とし、役員の負担に対して少額であっても報酬を支払われることが公平かつ必要であると判断

近隣地方自治体調査による報酬制度導入調査状況

※船橋市は自治会等への調査を未実施

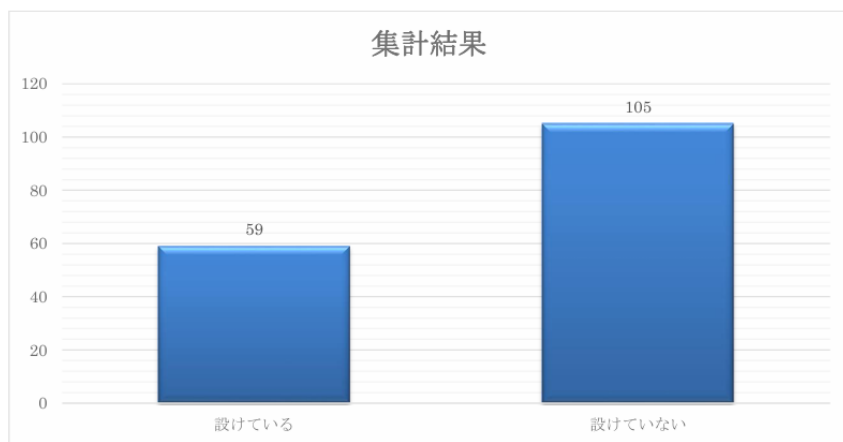
1,近隣地方自治体での報酬制度導入状況報告 (報告データについての説明)

- ▶ 船橋市近隣で地方自治体が主体となり自治会運営に関する調査を実施し情報を開示しているものを採用・抜粋
- ▶ 船橋市自体は自治会運営に関する調査等は実施していない為、次の2市情報を採用・抜粋
- ▶ 「千葉県八千代市」「茨城県龍ヶ崎市」の2市 ※船橋市近隣でデータ開示を実施
- ▶ 「千葉県八千代市」については令和元年12月、令和6年11月発行「自治会活動・自治会運営に関する調査結果」より抜粋
- ▶ 「茨城県龍ヶ崎市」令和3年3月発行「住民自治組織(区、自治会、町内会等)に関するアンケート調査」より抜粋
- ▶ 上記2市において調査内容や項目は異なるため、単純に比較対象とはならない

2,千葉県八千代市の役員報酬制の状況

2,近隣地方自治体での報酬制度導入状況報告-1 (八千代市の自治会役員報酬導入状況)

約40%の自治会で役員報酬制度を導入



※500世帯以上の自治会では、63%が役員報酬制度を導入
美し学園自治会の世帯数は1,092世帯(2026年7月時点)

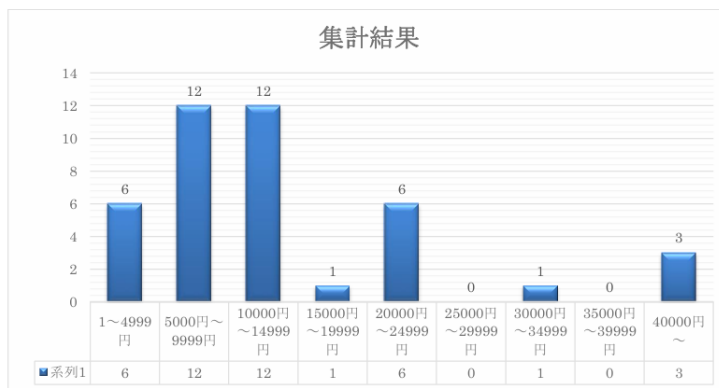
2,近隣地方自治体での報酬制度導入状況報告-2 (八千代市の自治会会長平均報酬額)

<会長報酬額>



2,近隣地方自治体での報酬制度導入状況報告-3 (八千代市の自治会役員平均報酬額)

<役員報酬額>



役員報酬の設定については、「5,000 円～9,999 円」と「10,000 円～14,999 円」の額を報酬として設定している自治会が、1 番多いという結果となりました。

残念ながら世帯数別データはありませんでした。
八千代市役所コミュニティ推進課のお話しでは、世帯数に比例して報酬額は増える傾向にあるとのコメント。

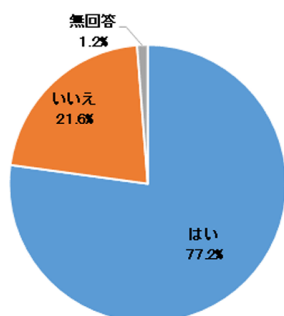
3,茨城県龍ヶ崎市の役員報酬制の状況

3,近隣地方自治体での報酬制度導入状況報告-1 (龍ヶ崎市の自治会役員報酬制度導入状況)

龍ヶ崎市では77.2%の自治会で役員報酬制度を導入

② 報酬や区費(会費)について

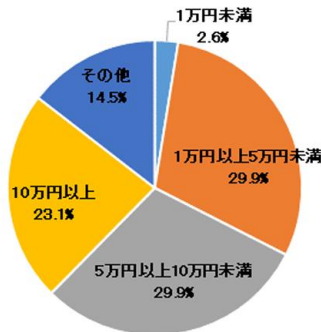
(1) 代表者や役員等に報酬を支払っていますか？



● 報酬を支払っている組織は、約 8 割を占めています。

3,近隣地方自治体での報酬制度導入状況報告-2 (龍ヶ崎市の自治会会長報酬額)

ア. 代表者への報酬（年額）



項目	回答数	割合
1万円未満	3	2.6%
1万円以上5万円未満	35	29.9%
5万円以上10万円未満	35	29.9%
10万円以上	27	23.1%
その他	17	14.5%

n=117

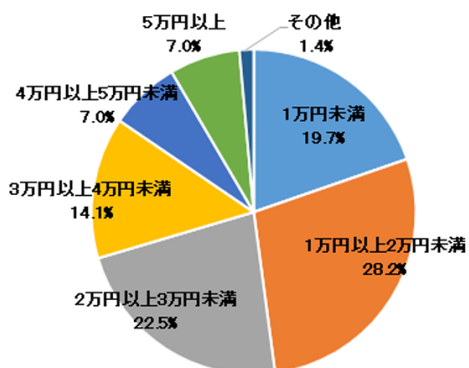
*「報酬」には、「役員手当」「活動費」等の代表者に支払うものを指すこととします。

- 代表者への報酬（年額）は、「1万円以上5万円未満」・「5万円以上10万円未満」がそれぞれ約3割を占めています。
- 「その他」については、「市が支給する住民自治組織活動推進奨励金の一部」のほか、「世帯×500円」や「世帯×1,000円」等の回答でした。

6

3,近隣地方自治体での報酬制度導入状況報告-3 (龍ヶ崎市の自治会副会長報酬額)

イ. 副区長(副会長)への報酬（年額）

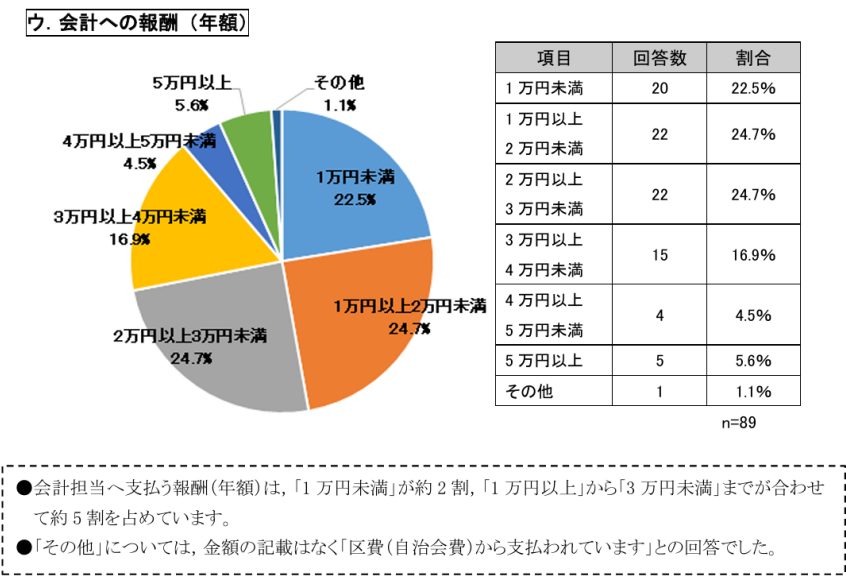


項目	回答数	割合
1万円未満	14	19.7%
1万円以上2万円未満	20	28.2%
2万円以上3万円未満	16	22.5%
3万円以上4万円未満	10	14.1%
4万円以上5万円未満	5	7.0%
5万円以上	5	7.0%
その他	1	1.4%

n=71

- 副区長(副会長)への報酬(年額)は、「1万円未満」が約2割,「1万円以上」から「3万円未満」までが合わせて約5割を占めています。
- 「その他」については、「市が支給する住民自治組織活動推進奨励金の1割」との回答でした。

3,近隣地方自治体での報酬制度導入状況報告-4 (龍ヶ崎市の自治会会計報酬額)



4,美し学園自治会役員報酬(案)

4,美し学園自治会役員報酬額(案)-1

役職	年額	人数	計
会長	80,000円	1	80,000円
副会長・館長	60,000円	5	300,000円
会計	50,000円	2	100,000円
その他地区担当以外	40,000円	6	240,000円
地区担当	30,000円	9	270,000円
合計		23	990,000円

- ・ 2026年度の役員より適用
- ・ 運営委員会への出席率75%以上が必要
- ・ 報酬の受取辞退は可能(希望により辞退者は掲載)
- ・ 自治会の収入や繰越金等の状況により都度見直しを実施
- ・ 報酬の支払いは、任期満了の3月末日に支払う
- ・ 何らかの事情により役員が変更になった場合は、月割り額を双方に支払う

4,役員報酬の財源について-2

美し学園自治会財務状況

項目	2023年	2024年	2025年	2026年(予算)
収入	20,795,277円	230,063,742円	25,020,711円	27,581,851円
支出	6,620,099円	6,987,844円	6,811,080円	12,794,100円
合計	14,175,178円	16,075,898円	18,209,631円	14,787,751円
次年度繰越金	14,175,178円	16,075,898円	18,209,631円	
増分(前年度から)	2,331,966円	1,900,720円	2,133,733円	

※毎年増分の約50%未満を役員報酬に充当

※残50%については、自治会会員への還元を目的とした福利厚生へ利用

※2026年度については、20周年記念イベントにて3,000,000円の予算計上がされている。
無用な物品配布でなく、本予算については有効活用をすべく2027年度自治会費減額で利用予定。

5,役員留任制度について

5,役員留任制度導入について

留任制度の必要性

- ▶ 毎年全役員が退任となるため、新しい役員のみで手探り状態での運営開始
- ▶ 前任者への問い合わせの遠慮と配慮
- ▶ 運営知識を有するものが留任することで、運営の効率化を図る
- ▶ 役員活動に前向きな方の留任による自治会活性化に期待
- ▶ 留任により、留任役員所属地区の会員への役員業務等の負担軽減につながる

留任による各種リスクについては、留任規定により回避可能と想定

留任制度規定

留任制度規定(案)

- ・ 役員本人の希望がある場合は留任申請を行う
- ・ 申請に基づき、現役員の過半数以上の賛同があった場合は、現職務を含む運営委員としての留任を認める
- ・ 留任は最長3期までとする
- ・ 会計担当は留任できない
- ・ 留任が認められた役員が所属する地区については役員の選出を免除する
- ・ 留任の場合も役員報酬の対象とする

※留任とは継続して運営委員の役職に留まることを言う

※継続せず、過去に運営委員であった方は留任でなく再任となり特にルールは定めない

特別回覧

※今月も表紙のみの班にも特別資料として配布しています。



会員の皆さまへ 大切なお知らせ



重要

令和8年

12月 から

回覧方法が変わります!

電子回覧の3方式に完全移行します

① 完全電子化



スマホやパソコンでPDFを確認します

② 紙表紙のみ回覧



表紙だけを回覧し、中身は電子で確認します

③ 全部紙回覧



これまで通り紙で回覧します

今後の
スケジュール



9月・10月回覧

12月から新しい
回覧方法になることを
お知らせします

11月回覧

各班がどの運用方式に
なるかをお知らせする
案内を配布します



12月～

電子回覧の
3方式に
完全移行!



重要

12月から回覧方法が変わります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。



～電子回覧のご案内【電子回覧の受け取り方法】～

① 公式LINEで受け取る方

QRコードを読み取って美し学園自治会の公式LINEアカウントを友達追加してください



② メールで受け取る方 (LINE未使用・併用希望)

QRコードまたは以下URLのGoogleフォーム(メール登録用)

<https://forms.gle/68je2xjC19YRtrDZA>



③ LINE・メールが利用できない方へ

電子回覧は自治会ホームページから直接ご覧いただけます

<https://utsukushigakuen.cocona.jp/kairan/>



スマホでQRコードを読み取るか、『美し学園自治会』で検索してください。

こちらのQRコードは毎月の回覧の紙表紙に掲載しています